

平成30年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）

～ 意見募集結果 ～

新潟市（以下「本市」という）では、「食の安全基本方針」を策定し、生産から消費までの全ての段階で、食の安心・安全を確保するための総合的な取り組みを進めています。

この方針に基づき、4月からの1年間に実施する食品営業施設への立入監視回数、食品等の試験検査、消費者・食品等事業者への情報提供、意見交換会などの具体的な内容についてまとめた「平成30年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）」について、市民の皆様から意見を募集しました。この度、その結果をとりまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見等をいただいた方々には、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

【募集期間】

◆平成30年1月29日(月曜日)～2月27日(火曜日)

【提出状況】

- ◆意見提出者数：3名
- ◆提出件数：11件
- ◆提出方法：直接2件，郵送1件

【結果公表日】

◆平成30年4月2日（月曜日）

【意見募集の際の資料】

◆平成30年度食品衛生監視指導計画(素案)

【寄せられたご意見と市の考え方】

項 目		件 数
	はじめに	
第 1	食の安心・安全に関する市民アンケートの結果	1
第 2	重点的な監視指導事項と立入監視検査計画	
第 3	監視指導事項	
第 4	市民とのコミュニケーション	2
第 5	監視指導の実施体制	
第 6	食品等の検査	2
第 7	違反を発見した場合の対応	2
第 8	食中毒など健康被害発生時の対応	
第 9	自主衛生管理の推進	1
第 10	人材育成・資質向上	1
	用語説明	
	その他	2
	合 計	11

【結果公表場所】

上記の結果は下記の場所(閉庁日を除く), 及び新潟市のホームページ上で閲覧できます。

- ・ 保健所食の安全推進課(新潟市総合保健医療センター3階)
- ・ 市政情報室(市役所本館1階)
- ・ 各区役所(設置場所は各区役所地域課にお問い合わせください)
- ・ 出張所
- ・ ほんぽーと中央図書館

【問い合わせ先】

新潟市保健所 食の安全推進課 管理係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号(新潟市総合保健医療センター3階)

TEL : 025-212-8223(直通) FAX : 025-246-5673

Eメールアドレス : shokanzen@city.niigata.lg.jp

【意見の概要と市の考え方】

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

○第1 食の安心・安全に関する市民アンケートの結果（1件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
1	p 2	1 食の安全に対する関心度 2 新潟市における食の安心・安全の確保に対する取組状況	新潟市の336千世帯の中から無作為に抽出して実施されたものであるが、1,565人は少ないのではないかと？ また、年齢別、男女別等を考慮されたのか？	本アンケートは、健康増進課が実施する「食育・健康づくりに関する市民アンケート」に盛り込まれた形で実施しています。このアンケートは、新潟市の満20歳以上の男女個人に対し、確立比例系統抽出法により抽出された3,000人に対し実施されています。	無

○第4 市民とのコミュニケーション（2件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
2	P5	2 市民への情報提供と意見交換	「市民フードプロモーター事業」がなくなっているが、経費削減のためか？ 隔年毎の実施でも良いが、消費者目線での監視は必要と思います。	新潟市市民フードプロモーターは、平成30年度は実施しない方針としています。 平成31年度以降の事業について検討する際に、いただいたご意見を参考とさせていただきます。	無
3	p8	3の2) 食品衛生監視指導計画の実施状況の公表	平成30年度の実施状況を年度の途中で中間報告として公表すべきです。計画遂行のリアルタイムが求められますので追加の記載をしてください。	収去検査結果や、夏期一斉、年末一斉の監視実施状況については、その都度ホームページで公開しています。 ご意見を踏まえ、監視指導計画に関する事項の公開状況がわかりやすいように、追記いたします。	有

○第6 食品等の検査（2件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
4	p11	1 保健所による収去検査等	収去対象の「穀類及びその加工品」にめん類のみが記載されているが、本市の生産、消費共に多い米及びその加工品も含むべきではないか。	米穀における検査は、生産者団体の自主検査や県農林水産部局で行われており、その結果について関係部局と情報を共有し、連携して対応することにより、米穀についての収去検査は現在のところ予定しておりません。また、その加工品については、加工食品の中で実施していきます。	無
5	p11	1 保健所による収去検査等	分類ごとに検体数の記述がありますが、何を元にして決めたのか、具体的な記載がないので、補足記載すべきです。	収去検査の検体数は、当該食品を製造する施設数やこれまでの実績等を元に決定しております。 ご指摘の通り、記載がありませんでしたので、追記いたします。	有

○第7 違反を発見した場合の対応（2件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
6	p13	2 法に違反した者の名称, 対象食品, 対象施設などの公表	公表する場合, 報道機関やホームページを通じて行う, としているが, 情報が市民に的確に伝わるために, 町内会の回覧板を活用したらどうか。	違反者の公表は, 食中毒等の被害のさらなる拡大を防止するために迅速性を要するため, 報道機関やホームページを通じて行うこととしています。	無
7	p13	3 食品等事業者の報告義務	保健所へ報告するよう指導しますと有りますが, 報告を義務化させる事には如何でしょうか？	消費者からの健康被害情報や食品衛生法違反の情報を得た場合の報告は, 表題にありますとおり, 食品等事業者の義務として, 新潟市食品衛生法施行条例で規定されております。 新潟市保健所では, 保健所への報告が厳正に行われるよう, 指導してまいります。	無

○第9 自主衛生管理の推進（1件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
8	p14	2) HACCP に基づいた衛生管理の普及推進	HACCP 普及推進連絡協議会の開催が無いが、初期の目的を達成して解散したのか？	HACCP 普及推進連絡協議会の目的は、普及の政策における課題等について意見を聴取することでした。今般、食品衛生規制の見直しが図られ、HACCP による衛生管理手法が制度化されるため、国や業界団体による導入のための手引書が策定されており、普及推進のための仕組みも整いつつあることから、委員の任期満了をもって、廃止することとしました。	無

○第10 人材育成・資質向上（1件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
9	p15	2 食品衛生責任者などの要請及び資質の向上	食品衛生監視員と食品衛生責任者の記載がありますが、食品衛生管理者に触れた記載がありません。現場での最高責任者は食品衛生管理者ですので、これらの方の資質の向上の記載が必要と思います。	食品衛生管理者は、製造や加工の過程で特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物を製造する工場などに設置が義務付けられています。資格要件は食品衛生監視員とほぼ同じレベルで非常に高度であるため、食品衛生管理者の資質向上のためだけを目的とした講習会の実施は計画しておりません。今後、他自治体の動向も踏まえ、管理者の資質向上に努めていきたいと思えます。	無

○その他（2件）

	指摘箇所	意見等	市の考え方（案）	修正
10	全体	本計画書を読んで、新潟市の食の安全に関する活動内容が良く分かりました。多くの市民が関心を持って、本計画書を読んでくれると良いのだが。	食の安全に関する活動内容がより多くの市民に知っていただけるよう、今後さらに努めていきます。	無
10	全体	<p>この計画の本旨は監視指導計画なので、まず第5の監視指導の実施体制を第1にして、次に第2の「重点的な・・・」、第3の「監視指導事項」とし、次に第6の「食品等の検査」とすべきです。</p> <p>順番としては「第5」→「第2」→「第3」→「第6」→「第7」→「第8」→「第9」→「第1」→「第4」</p> <p>市民アンケートの結果は、食の安全の情報提供が一番多いので、監視指導計画の最初にもってくると違和感があります。</p>	<p>本計画は、最近の食中毒事例や不適正事例に加え、アンケートの結果などを参考に監視指導事項を定めていることから、第1をアンケート結果とさせていただいております。</p> <p>ご意見を踏まえ、「第4市民とのコミュニケーション」の掲載順を変更いたします。</p>	有